

令和4年第2回熊野町議会全員協議会

会議録

1. 招集年月日 令和4年2月28日

2. 招集の場所 熊野町議会議場

3. 開会年月日 令和4年2月28日

~~~~~○~~~~~

4. 出席議員（16名）

|          |           |
|----------|-----------|
| 1番 水原耕一  | 2番 福垣内邦治  |
| 3番 光本一也  | 4番 中島数宜   |
| 5番 尺田耕平  | 6番 竹爪憲吾   |
| 7番 諏訪本光  | 8番 沖田ゆかり  |
| 9番 片川学   | 10番 時光良造  |
| 11番 民法正則 | 12番 荒瀧穂積  |
| 13番 山吹富邦 | 14番 山野千佳子 |
| 15番 中原裕侑 | 16番 大瀬戸宏樹 |

~~~~~○~~~~~

5. 欠席議員（0名）

なし

~~~~~○~~~~~

6. 説明のため出席した者の職氏名

【総務部・住民生活部・健康福祉部】

- (1) 行政改革大綱について（報告）
- (2) 令和3年度3月補正予算及び令和4年度当初予算について（報告）
- (3) 熊野中央及び熊野西防災交流センターについて（協議）
- (4) 熊野町消防団員の報酬等の見直しについて（協議）
- (5) 熊野町男女共同参画プランについて（報告）
- (6) 安芸衛生センターの施設整備方針について（報告）
- (7) 熊野町地域福祉計画の策定について（報告）
- (8) 新型コロナワクチン接種状況について（報告）

|                   |           |
|-------------------|-----------|
| 町 長               | 三 村 裕 史   |
| 副 町 長             | 岩 田 秀 次   |
| 教 育 長             | 平 岡 弘 資   |
| 総 務 部 長           | 宗 條 勲     |
| 住 民 生 活 部 長       | 貞 永 治 夫   |
| 健 康 福 祉 部 長       | 時 光 良 弘   |
| 建 設 農 林 部 長       | 堂 森 憲 治   |
| 総 務 部 次 長         | 西 岡 隆 司   |
| 住 民 生 活 部 次 長     | 立 花 太 郎   |
| 健 康 福 祉 部 次 長     | 西 村 ゆ り   |
| 財 務 課 長           | 西 川 伸 一 郎 |
| 防 災 安 全 課 長       | 花 岡 秀 城   |
| 生 活 環 境 課 長       | 熊 野 孝 則   |
| 都 市 整 備 課 長       | 宗 像 雅 充   |
| 新 型 感 染 症 対 策 室 長 | 寺 澤 ひ と み |

~~~~~○~~~~~

7. 本会議に職務のため出席した者の職氏名

| | |
|-------------|---------|
| 議 会 事 務 局 長 | 西 村 隆 雄 |
|-------------|---------|

~~~~~○~~~~~

8. 案件

【総務部】

- (1) 行政改革大綱について（報告）
- (2) 令和3年度3月補正予算及び令和4年度当初予算について（報告）

【住民生活部】

- (3) 熊野中央及び熊野西防災交流センターについて（協議）
- (4) 熊野町消防団員の報酬等の見直しについて（協議）
- (5) 熊野町男女共同参画プランについて（報告）
- (6) 安芸衛生センターの施設整備方針について（報告）

【健康福祉部】

- (7) 熊野町地域福祉計画の策定について（報告）

(8) 新型コロナワクチン接種状況について (報告)

【議会】

(9) 熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙について

(10) その他

~~~~~〇~~~~~

9. 議事の内容

(開会 9 時 27 分)

○議長 (大瀬戸) 皆さん、おはようございます。

議員の皆様方、また執行部の皆様方におかれましては、本日はお忙しい中を全員協議会にお集まりいただきましてありがとうございます。本日の全員協議会では、執行部から報告案件 6 件、協議案件 2 件についてそれぞれ説明を受けることとし、後ほど議会からの案件について御協議いただきたいと思います。協議におきましては、これまで同様、マスクをつけたまま、そして座ったままで発言をしていただきたいと思います。

それでは、皆様から様々な御意見をいただきながら円滑に進めていきたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

協議会の開会に当たりまして、町長から発言の申出がありましたので、これを受けたいと思います。三村町長。

~~~~~〇~~~~~

○町長 (三村) 皆さん、おはようございます。

お忙しいところ、お時間をいただき、誠にありがとうございます。

初めに、新型コロナウイルス感染症についてでございます。

まず、感染状況ですが、広島県においては、年末からの急速な感染拡大に伴い、1 月 9 日からのまん延防止等重点措置が現在も続いております。本町におきましても、連日のように感染者の確認が発表されております。この第 6 波では、若年層への感染が多くなっており、小中学校、保育所における学年やクラスの閉鎖を余儀なくされております。また、町内の公共施設においては、グラウンドの貸出しは再開いたしましたが、屋内施設では休館措置を続けており、町民の皆様には多大な御不便をおかけしておりますが、感染状況を的確に捉え、適切な時期に開館させていただきます。

次に、ワクチンの接種状況につきましては、後ほど説明いたしますが、2 回目接種完了から 3 回目接種までの接種期間が全て 6 カ月に前倒しになり、その対応に万全を期し

てまいりました。3回目の接種は、医療従事者は12月、高齢者は1月から開始しており、2月24日からは集団接種も開始しております。

さて、本日は6件の報告と2件の協議をさせていただきます。

行政改革大綱及び令和3年度3月補正予算及び令和4年度当初予算に係る2件の報告をさせていただきます。続きまして、熊野中央及び熊野西防災交流センター及び熊野町消防団員の報酬等の見直しに係る2件について協議をさせていただいた後、熊野町男女共同参画プラン、安芸衛生センターの施設整備方針、熊野町地域福祉計画の策定及び新型コロナウイルスワクチン接種状況に係る4件の報告をさせていただきます。

議員の皆様方におかれましては、諸施策への御理解、御支援を賜りますようお願い申し上げます、御挨拶といたします。本日はどうぞよろしくようお願い申し上げます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、早速協議会に移ります。

報告案件、行政改革大綱について、執行部から説明を受けたいと思います。

宗條総務部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 行政改革大綱につきまして、説明をさせていただきます。

お手元には、資料1「第5次行政改革大綱の進捗状況について」、資料1-1「第5次熊野町行政改革大綱実施計画取組状況報告書（令和2年度分）」の冊子、資料1-2「第6次熊野町行政改革大綱及び実施計画概要」、資料1-3「第6次熊野町行政改革大綱実施計画」、資料1-4「熊野町行政改革懇談会の答申書」をお配りしております。

まず、第5次熊野町行政改革大綱実施計画の令和2年度までの取組について説明をさせていただきます。実績の詳細は資料1-1の冊子に取りまとめておりますが、本日はその中から主立ったものを抽出した資料1により説明をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

第5次熊野町行政改革大綱及び実施計画は、推進期間を平成28年度から令和2年度までの5年間、4つの改革の柱のもと、67の取組項目を掲げて実施してまいりました。その着実な実施を図るため、毎年進行管理を行い、実施状況については議会に報告した後、住民に公表しております。

まず、1の「取組状況」ですが、令和2年度における実績状況、すなわち第5次行政改革大綱実施計画に基づく5カ年の実績を記載しております。表は左から、実施計画におけ

る4つの改革の柱、その右に柱ごとの取組数、令和2年度までの実績、そして計画当初に掲げた最終年である令和2年度の目標値となっております。

令和2年度までにおいて計画した取組が実施に至ったのは、67項目中、合計欄にあるように55項目でございます。この差である12項目は、当初に予定した形での実施に至っていない状況となっておりますが、これは部分的、または順次に実施しているものや、計画策定以後の情勢変化を受け、直ちに実施に向けて取り組むのではなく、情報収集などを通じて検討を継続する必要があると判断したものが11項目、計画期間の中途に事業完了となったものが1項目という内訳でございます。

なお、実施に至らなかった取組については、その内容を再度精査し、後ほど御説明いたします第6次行政改革大綱実施計画において現状を踏まえた目標に改めるなどして、引き続き取り組むこととしております。

2の「令和2年度の主な取組状況（概要）」につきましては、全67項目の取組状況のうち、計画どおり実施に至ったものの中から主立った状況をまとめております。表の左側に「改革の柱」として施策目標と実施予定の具体的施策を、表の右側に具体的施策ごとの「令和2年度実施状況」という形で記載しております。

まず、最初の柱は施策目標1「住民との信頼関係を強化する」で、具体的施策は、「（1）行政情報を分かりやすく公開・発信する」と、「（2）住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する」でございます。

まず、「（1）行政情報を分かりやすく公開・発信する」では、①情報発信の充実、②個人情報の保護に関する事項で、取組項目数は5件でございます。令和2年度には町ホームページをリニューアルし、スマートフォン対応や英語・中国語・韓国語による多言語対応を行ったほか、問合せフォームを改善いたしました。また、平成28年度以降、新たな情報発信媒体としてフェイスブックやLINEなどのソーシャルネットワーキングサービスの活用を開始し、災害時における情報発信や子育て支援情報を発信しているほか、広報紙やホームページを活用した財務状況などの行政情報の積極的な提供も継続的に行っております。

「（2）住民ニーズを的確に把握し、きめ細かく対応する」は、①広報の充実、②住民意見の的確な対応、③住民の視点に立った接遇やサービス向上に関する事項で、取組項目数は7件でございます。令和2年度では「おくやみ窓口」の本格運用を開始したほか、組織改編により窓口サービス担当課を統合するなど、窓口サービスの向上に取り組

みました。

続きまして、2番目の柱は、施策目標2「住民との協働のまちづくりを進める」で、具体的施策は「(1)地域協働の仕組みをつくる」、「(2)まちづくりへの参画機会を拡充する」でございます。

まず、「(1)地域協働の仕組みをつくる」では、①地域協働の推進、②地域協働事業の支援に関する事項で、取組項目数は3件でございます。令和2年度では、行政協力員会議の定期開催、熊野町まちづくり協働推進事業として3団体に活動助成金の交付などを行い、5年間で延べ22団体への助成を行ってまいりました。

「(2)まちづくりへの参画機会を拡充する」では、①政策形成過程への住民参画の推進、②住民参画による事業の推進に関する事項で、取組項目数は4件でございます。令和2年度では「第6次熊野町総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「第3次熊野町食育推進計画」、「高齢者保健福祉計画」の策定において、住民意見を反映するためパブリックコメントを実施いたしました。5年間の取組としては、パブリックコメントの実施のほか、観光や防災・減災に関するワークショップや、総合計画の策定に向けたワークショップを開催するなど、住民意見の把握、施策への反映に努めてまいりました。

資料の右側に移りまして、3番目の柱は、施策目標3「自主性・自立性の高い財政運営を行う」で、具体的施策は「(1)歳入を安定的・持続的に確保する」と、「(2)財政を健全に運営する」でございます。

「(1)歳入を安定的・持続的に確保する」では、①収納対策の強化、②課税客体の拡充・未利用地等の売却、③使用料・手数料の適正化に関する事項で、取組項目数は13件でございます。町税等の各種徴収金の収納率の向上を図るため、令和2年度においても、電話催促、財産調査及び差押え、給付の制限、水道の給水停止などを実施するとともに、納付の利便性向上のため、口座振替やコンビニ収納について広報紙等によるPRを行いました。町有財産に関しましては、9筆、約6,469万円の売却を行い、5年間で40筆を約7,950万円で売却しております。また、下水道事業運営の安定化を図るため、公営企業会計の適用に向けて準備を進めてまいりました。

「(2)財政を健全に運営する」では、①歳出の削減、②財源の重点的・効率的な配分、③地方公営企業等の経営健全化に関する事項で、取組項目数は16件でございます。令和2年度では、予算編成方針の作成、主要事業の進行管理会議の毎月実施などにより、

事業の着実な推進を図りました。また、公共施設の管理運営に関しましては指定管理者制度の活用に努めているところであり、計画期間中の令和元年度では新たに中央地域健康センターに導入し、熊野町社会福祉協議会を指定管理者としております。また、公共施設等の計画的な管理を目的に、令和10年度までの施設維持管理計画を策定し、これに基づき計画的に施設の管理、修繕を行ってまいります。

最後の柱は、施策目標4「社会の変化に対応できる行政運営を行う」で、具体的施策は「(1)柔軟で機動的な執行体制を確立する」、「(2)モチベーションが高く、力量のある職員を養成する」、「(3)広域的な連携を推進する」、「(4)町議会の活性化」の施策を掲げております。

「(1)柔軟で機動的な執行体制を確立する」では、①効率的な組織体制の確立、②行政経営システムの推進、③情報化による行政サービスの充実に係る事項で、取組項目数は12件でございます。令和2年度では、事務組織の改編を実施いたしました。職員提案に関しては、事務改善などについて計55件の提案を受けております。総合計画及び総合戦略に関しては、毎年度、事業の進捗を調査し、結果を公表しております。また、平成27年度から取り組んでおります情報漏えい対策は、平成28年度のインターネット環境との完全分離に加え、平成29年度の「ひろしまセキュリティクラウド」への参加によって、さらなる情報セキュリティの強靱化を図っているところでございます。また、オープンデータカタログサイトを構築し、誰でも自由に情報を二次利用しやすいよう、人口や施設一覧等、町が持つ様々な情報をオープンデータとして専用ページに掲載を行いました。

「(2)モチベーションが高く、力量のある職員を養成する」では、①職員の適正配置(職員数の適正化)、②人材の育成に係る事項で、取組項目数は2件でございます。熊野町定員適正化計画に沿った職員の採用、配置を実施しております。最終年である令和2年度当初の職員数は、再任用職員を除き、計画目標どおりの160人となっております。

「(3)広域的な連携を推進する」では、①広域事業の推進、②国・県との連携強化に係る事項で、取組項目数は4件でございます。ごみ処理、消防業務、後期高齢者医療業務の広域処理を継続実施しております。また、記載にはございませんが、広島市、呉市と連携協約を締結し、近隣市町との広域連携を推進しております。県からの権限移譲事務につきましては、移譲された事務について適正に執行しているところでござい

す。

「（４）町議会の活性化」では、平成２３年度から本会議のライブ中継を、平成２４年度からは会議録の公開を、平成２７年度からは各常任委員会の活動が全協において報告され、情報・課題の共有化が図られるなど、引き続き議会の開かれた運営と活性化に取り組まれているところでございます。

資料１の「第５次行政改革大綱の進捗状況について」の説明は以上となります。

続きまして、資料１－２の「第６次熊野町行政改革大綱及び実施計画概要」、資料１－３「第６次熊野町行政改革大綱実施計画」について説明をさせていただきます。

まず、資料１－２の「第６次熊野町行政改革大綱及び実施計画概要」の左のページ、「１、第６次熊野町行政改革大綱の位置づけ」でございます。先ほど説明をいたしました第５次行革の実施計画は令和２年度で取組の期間が終了いたしました。熊野町行政における諸課題の解決・改善に向け不断の取組が必要でございます。このため、資料上段の図でお示ししておりますように、行政改革大綱と同一の趣旨である第６次熊野町総合計画の第４章第６節「自立と協働みんなで創る持続可能なまち」を、新たに行政改革大綱として位置づけて、これに取り組んでいくこととしたものでございます。

この行政改革をどのように推進していくかにつきましては、「２、推進方策」にお示ししておりますように、具体的な取組を明らかにする実施計画を策定し、全庁を挙げて５年を１期として計画的に取り組んでいくことといたしました。

「３、第６次行政改革大綱実施計画」につきましては、熊野町総合計画第４章第６節では、行政が取り組んでいくべき４つの基本施策を定め、その項目の中で、具体的施策をそれぞれ掲げております。その具体的施策を推進するための個別の取組事項について、事務所管課が内容を定め、これを５年の計画期間で推進していくことといたしました。

第６次行政改革大綱実施計画では、全６４項目の個別取組を行うこととし、基本施策ごとの内訳は、「基本施策１ 町民参画の推進」では、５つの具体的施策に対して８項目、「基本施策２ 効率的・効果的な行財政運営の推進」では、３つの具体的施策に対して３６項目、「基本施策３ スマート自治体への体制整備」では、２つの具体的施策に対して１２項目、「基本施策４ 広域連携の推進」では、２つの具体的施策に対して８項目に取り組むこととしております。表には、基本施策ごとに実際に取り組む項目と、その取り組みに係る課を記載しております。この取組の全６４項目のうち５９項目が、昨年度までの第５次行革で取り組んできたものを、目標数値や取組を現状に即した

ものに変更するなどし、継続的に取り組むものとなっております。

第5次行革と比べ大きく異なる点としましては、「基本施策3 スマート自治体への体制整備」でございます。ここでは、国が推進する行政手続等における電子化や行政業務の自動化・効率化といった、デジタル化時代に対応した行政内部の取組を行うこととしているもので、システムの標準化・共通化や、ペーパーレス化の推進など、今後、重要性が増してくる分野であるものについて、関係課が連携して取り組んでいくこととしております。このような個別の取組をどのように計画的に推進するかを取組ごとに1枚ずつ管理シートを作成し、推進計画と実績を管理していくこととしております。また、今回の計画から目標値などに対する各年度における進捗の具合をパーセントで示すことに変更しております。

全64項目の取組を一覧にしましたものが「資料1-3」でございます。来年度からの実績報告につきましては、こちらの一覧をもとに実績を記載したもので報告をさせていただくことを予定しております。

以上が、第6次熊野町行政改革大綱実施計画についての説明でございます。

なお、ただいま説明をさせていただきました第5次熊野町行政改革大綱実施計画の実績報告と第6次熊野町行政改革大綱及び実施計画の策定につきましては、先に行政改革懇談会に諮問をさせていただき、資料1-4のとおり答申をいただいております。

行政改革大綱の説明につきましては以上でございます

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 町民参画の推進の中に、観光まちづくりにつながるシビックプライドの育成というのがありますが、このシビックプライドの育成というのは非常に重要なことだと思いますが、非常に難しい取組だとも思います。具体的にどのようなことを考えていらっしゃるのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） シビックプライド、要は、皆さんが熊野のことを好きになると、誇りに思うということだろうと思います。自分たちのそういったまちを自分たちでつくっていくということであろうと思います。

そういったまちづくりというのは、特にこれから新たに始めるというものではなくて、これまでも様々な施策の中でそういった取組を進めてまいりました。今後は、総合計画もこのシビックプライドというものを前面に出して、もっとここらあたりを推進して、意識的に推進していこうということでございます。

例えば、観光行政を推進するに当たりまして、住民さんの主体性、主体的な取組を前面に引き出せるような関わり方を今後も実施していくといったような形で、熊野町まちづくりを住民主体で行えるような環境づくり、風土づくりを様々な面で整えていくということを考えております。そういった趣旨で、総合計画の中も極めて重要な行政の視点であるということで、シビックプライドというものを掲げさせていただいたというところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） このシビックプライドというものなんですけれども、今、部長もおっしゃいましたように、まちを好きになるということもございますが、町民一人一人がやはり自分のまちにプライドを持って、行政に任せるのではなくて、自分たちもまちづくりに対しての意見をどんどん述べていける、自分たちでまちをつくっていくんだといったものが非常に重要になってくると思うんですよね。これ本当に大切なことなんですけれども、これを育成していくというのは本当に大変困難なことではないかなと思いますし、今も出ましたパブリックコメントというものを今やっておりますけれども、ほとんど意見は余り町民のほうからは出てないと。男女共同参画にしましてもパブリックコメントをしますけれども、意見はありません。これもどのようにして実際に住民の声を拾い上げていくのかといったことも大変重要な課題になると思いますので、しっかり取り組んでいただきたいと思います。いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） おっしゃるとおりであると思います。例えば、もろもろの計画づくりにおいても、公募型の委員さん選任というような方法を取るとか、あるいは新たな条例をつくる場合においても、防災の条例などはそうだったんですけれども、住民さんを交えて条例づくりに取り組むであるとか、先ほどの説明の中でも申しあげましたけれども、様々な計画を策定する上で、ワークショップを開いて住民の皆さんの意見を直接その計画づくりから反映をさせていただいて、最終的にパブリックコメントという形で皆さんに公表して御意見をいただくというような形を取らせていただいておりますので、おっしゃるように、こういった取組、住民参画を推進するということが今後の熊野町のまちづくりにおいて非常にキーワードになってくるというふうに考えておりますので、引き続きそういった観点で取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 資料1-2の3番で、6次計画の個別取組項目が全部で64項目、そのうち59項目が5次計画からの継続的な取組ということで、5項目が新規の取組だと思うんですが、その5項目、新規の取組を教えてください。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 今回の新規の取組でございます。こちらにつきましては、基本施策3、スマート自治体の体制整備、こちらのデジタルトランスフォーメーション推進計画とございます。それに基づいて新たな項目を入れているところでございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 3番のスマート自治体への体制整備ということで、これ12項目ありますが、この12項目の中から5つが新規ということではないんですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

○総務部次長（西岡） 第5次熊野町行革大綱、こちらの総括といいますか、実績でござい
ますが、毎年度、実施状況を各担当課からの意見を回答いただいております。こちら
におきまして、検討中である、実施、事業終了というような回答をいただいております。
その中で第6次行革に結びつけるもの、終了したもの、新たに、新規に項目として挙げ
るべきものということで、第6次行政改革大綱を作成したところでございます。

行革につきましては、行政として取り組むべき、効率的・効果的な行政を目指すもの
で作成しておりますので、引き続き、継続してやっていくべきものも多々ございます。
そういう中で、効率的な行政を目指していくということで継続しているところでござい
ます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） 例えば、今、一番最初のところあたりで言うと、行政情報を分かりや
すく公開、発信すると。あるいは、住民ニーズを的確に把握しきめ細かく対応するとい
うようなことがありますけども、結局、これは究極的にはやはり行政への住民の関心を
高めるといことが一つの大きな目的ではないかなというふうに私は、ちょっと無理が
あるかも分かりませんが、そういうふうに思います。

そうしたときに、それじゃあ、例えば究極的には投票率が上がったとか、下がったと
かいうふうなことで評価できるんじゃないかなというふうに思ったりするんですが、そ
の辺はいかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 諏訪本議員がおっしゃることは、恐らく目標を立てるに際して、定
量的な目標、例えば今何%だから何%に引き上げるといったような定量的な目標を立て
れば、結局、実績報告の段階で数字的に目標が達成できたか、できなかったかという
ところが明確になるということをおっしゃっているんだらうと思います。

今の行革大綱の実施計画の作り方が、例えばある目標について、例えば行政情報を
分かりやすく公開・発信をすとかといったような、例えば目標に対して、新たな情報
媒体を模索していくんだといった、いわば定量的な目標ではなくて、定性的な言葉での

目標になっているということで、そういった取組ができたか、できなかったかということによって、実施か、未実施かといったような最終的な評価になっているということでございます。ですから、冒頭御説明いたしましたように、67項目の取組について、その中で55項目ほど、当初の目的どおり実施ができたといった実績の内容としております。

ただ、議員おっしゃいましたように、おっしゃいましたといいますか、趣旨と思っておりますけれども、実質的において明確にこの目標数値が達成できたのか、できなかったのかというところをやはりきちっと評価する必要があるということで、次の行革大綱の実実施計画から、そういった数値として目標を表して、数値として実績として出せるものについては極力そのような形でまとめていこう、報告をさせていこうということでちょっと修正を加えさせていただいたということでございますので、第5次につきましてはそのような実績の整理になっているということで御了解いただければと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 諏訪本議員。

~~~~~○~~~~~

○7番（諏訪本） ありがとうございます。途中の行政経営システムの推進というところでは、マネジメントサイクルに基づく行政経営をするというようなことも書いてありますし、ぜひともひとつそういったことによって。ただやっただけじゃなしに、よりこういう結果があったということをもた町民のほうに伝えることによって、住民の政治へ、あるいは行政への関心をより高めることにつながるというように思いますので、ぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。ほかにございせんか。民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 施設利用状況についてでございますが、使用料、手数料の適正化についてでございますが、町としては、現状が適正な受益者負担になっていると思うのかということをお聞きいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 使用料、手数料の適正化につきましては、ちょうど3年前だったと思いますけれども、全体的な見直しをさせていただいたところがございます。特に、施設の使用料につきましては、施設の管理運営費等をもとに、平米当たり幾らが妥当なのかといったような設定をするのが一般的であろうと思っております。そういった観点で積算をいたしましたところ、かなり現在の条例で定めております使用料よりもかなり高いものになってくるということで、当面は引上げ幅を圧縮して設定をさせていただいたというのがちょうど3年前であつたろうと思えます。

この使用料、手数料につきましては、その当時御説明いたしましたけれども、また3年後の状況を踏まえて見直しを図っていくということで、議会でも報告させていただいたと思えます。ちょうど3年たちますので、今現在、ちょうど見直しについて検討しているということでございまして、来年度中にはその検討結果についてまた説明をさせていただけるものというふうに考えております。今、適正化に向けて作業を進めているというところがございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） まだ今の現状ではどういふふうに見直しをするかということは考えてないということですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 先ほども申し上げましたけれども、使用料として適正な額というものについては、計算方法といえますか、そういったものはほぼ確定したものがございます。ただし、いきなり算定方法を適用したときに、現在の使用料が数倍に跳ね上がってしまうということになると公の施設の利用が低下してしまうというような事態も招いてしまいますので、適正な額は適正な額として、実際に住民の皆さんからいただく使用料については、どういった水準が適当なのかといったところを踏まえて3年前にとりあえず設定をさせていただいたというところがございますので、3年経過をして、今後どうあるべきかというところをまた慎重に整理をしていきたいというふうに考えているところでございます。

れるのは十分大事なんでしょう、やった感がありますから。

ただ、今から一番遅れているのが行政のデジタル化だと。となると国のデジタル化もまだまだのようですね。ということは、そのあたりの様子も見定めながら、やっぱりデジタル化をいかに進めるか。

町民の要はニーズですよ。2万4,000人の方の、年とともに病気であり、生活が動く。今回のコロナの中でどういような不安があり、ニーズがあるかと。これを捉えながら適切にサービスを提供すると、こういうのが理想なんだろうと思うんですが、まだまだ行き当たっていません。

そんな中、デジタル庁、国のほうから行政改革についてはこういうフォームで報告されるんですか。議会の報告で簡潔で終わるんでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡総務部次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 国への報告はございません。こちらのほうで議会の皆さんに報告させていただいた後、町のホームページで住民の皆様には公表するということとなります。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） このあたりがちょっとネックなんです。やっぱりお金を、国からおりてくる、住民の方も税金を払っていただくんですが、それがきちっと監査できてるかと。このチェック機能がやはり大変今から必要になってくるんだろうと思うんですね。

安ければいいんじゃないんですよ。お金は投資ですから、その投資をいかに責任を持って、プライドを持って任務に当たるのか。ここが、私どもも含めてですが、できるだけ仕事をせずに報酬だけもらいたいという体質がどうしても生まれるんです。私は行政改革の一番のネックはここだろうと思うんですね。いかに私らは国民であり、国のための奉仕者になれるかと。ここの体質改善を、デジタルトランスフォーメーションをすれば明確に出てくる可能性もあるんですが、なかなか動かしません。官僚も官僚で力を持っていますからね。このあたり、ぜひ一方通行でなくて、国のほうの監査のほう、要は町自体で監査ができればええんですが、なかなかそういう機能が果たしてない。このあた

り。

私はどうでしょう。ほんと私も議員もそうです。できるだけ仕事をせずに報酬だけもらいたいという体質を改善する。ここはどこから変えたらええんか。職員でいえば、初任者が一番やる気があるんですよ。それがだんだんだんだんと薄らいでくるという体質は当然あるんですよ、人間の心はそうなんです。民間に比べては、多分給料も比例的に上がってきてると思うんです。そういう組織ですから。だから非常に恵まれた環境の中。私らは一緒ですよ。30年間報酬は一緒です。ただ、これが多いか少ないかという議論は当然せにゃいけないのですが、なかなかその活性化ができないんですけどね。

だから、どちらかというとお金で顔をひっぱたかれる。お金で締めつける。こういう傾向がアメリカ的なんだろうと思うんですが、郷土愛、ある意味では自分らの国を守るという精神の中で、このあたり。これは今のいう、できるだけ仕事をしようじゃないか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員、ちょっと話をまとめてください。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） そういう活性化の部分というのはどのあたりにありましょかね。私らが奉仕者であると、町民に対して。だから、そのプライドを持って、できるだけ町民のニーズに合うた行政を行うというジャンルは、この中ではどのあたりになりますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 西岡次長。

~~~~~○~~~~~

○総務部次長（西岡） 職員の仕事に対するモチベーションの維持という面でございますと、現在、職員からの自己申告書の中で、職場での改善提案、職員提案の募集を行っております。それにつきましては、各課担当課のほうにはその旨を伝えて協議をしているところでございます。また、職員の適正配置につきましても、課長からの職員数の要望等を確認した上で、適正配置を行うというふうに努めているところでございます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 宗條部長。

~~~~~○~~~~~

○総務部長（宗條） 初めにデジタル化のことをおっしゃいましたので、それに絡めてち

よっと御説明いたしますと、恐らく住民さんにとってはより効率的に行政サービスを受けたいと。例えば、手続も役場に行くのではなくて、自宅でできるというような形ですね。このたびのコロナウイルスのワクチンの予約等についても、結局のところは、こういったデジタル化が普及してないというところでもかなりの混乱があった。10万円の給付についても、なかなかマイナンバーカードが普及してないというような、デジタル化が進んでないといったようなことで、かなり行政サービスに対して住民さんも不満があるというところがございますので、こういった国のほうのデジタルトランスフォーメーションをもとに一層デジタル化を推進していったって、行政サービスの高度化を図っていくというところを進めていかないといけないというふうに考えておりました。

国のほうのこのDX計画の中に、例えばこれ3つほど目標がございまして、情報システム、それぞれの市町が構築している情報システムを標準化・共通化していきこうということで効率化を図っていく。2点目がマイナンバーカードを普及・促進していく。3点目が行政手続のオンライン化。これはかぎを握るのはマイナンバーカードの普及ということでございます。4点目がAI等を利用して迅速な住民サービス、意思決定ができる体制を整えていくということ。5点目がテレワークの推進、働き方改革の推進。最後にセキュリティー対策の徹底といったようなところが国のほうの重点取組としておりますので、これら全てについて、先ほどの第6次の行革大綱にもありましたけれども、デジタル化の推進に向けて、町もこういった取組を国の施策に呼応して積極的に推進していくということとしているというところがございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 部長さんはやっぱりいろいろな意味で情報を持っていらっしゃる、ぜひそういう意味で、マイナンバーが伸びないというのは非常に不安もあるからなんです。今、国会でも議論があるんですが、ただ、日本の将来、熊野の将来を考えたときにはもう後進国のほうが抜いていきますから、ある程度リスクを負うてでも熊野町もデジタル化を、国からお金をもらわないとできんことが多々あると思うんですが、そういう動きもしていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりにしまして、行政改革大綱につきましては、最

小の経費で最大の効果が発揮できますよう、新たな第6次行政改革大綱実施計画に基づき、引き続き行政改革を推進するよう要望し、次の報告に移ります。

続いて、報告案件、令和3年度3月補正予算及び令和4年度当初予算について、執行部から説明を受けたいと思います。岩田副町長。

~~~~~〇~~~~~

〇副町長（岩田） それでは、令和3年度3月補正予算（案）及び令和4年度当初予算（案）につきまして、その概要を資料2により御説明をいたします。

資料2をお願いいたします。

まず、令和3年度3月補正予算（案）における予算編成の基本的な考え方でございます。国の補正予算で措置された事業について計上をしており、翌年度への繰越事業とすることで、令和4年度当初予算と一体的に事業を進めてまいります。また、その他につきましては、予算整理による減額であるとか、繰越明許費の追加を行っております。こうした考えをもとに予算編成を行った結果、一般会計は2,200万円の減により、本年度予算額は104億9,600万円となっております。

次に、主な増額事業について御説明をいたします。

新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援事業では、緊急小口資金等の特例貸付を終了した世帯等に対し支援金を支給するもので、申請受付期間の延長などに伴い事業費を増額するものでございます。補正予算では、負担金補助及び交付金など700万円を計上しております。

続きまして、筆の里工房周辺整備事業では、引き続き、国の補正予算による補助金などを活用し、隣接する筆の里工房と一体となった観光交流拠点として公園整備を推進し、地域活力の向上を図ります。補正予算では、上下水道設備の設計委託料や公園東側の町道宮前椎川線の拡幅における負担金など、9,000万円を計上しております。

小中学校感染症対応事業では、学習用端末を活用した遠隔での授業実施など、緊急時における学習機会の確保に向けた授業支援ソフトを整備するとともに、感染症対策に必要な消毒液などの保健衛生用品を確保し、学習環境の維持に努めます。補正予算では、使用料及び賃借料など700万円の計上でございます。

基金事業では、ふるさと納税の寄附金や普通交付税の追加交付分などを活用して各種基金への積立てを行い、財政運営の健全性を確保いたします。補正予算では、積立金2億4,800万円を計上しております。

ただいま説明しました事業以外にも増額計上の事業がある一方で、今年度の事業を精査した結果、減額となる事業も多数あり、補正予算額としては2,200万円の減額となっております。

令和3年度3月補正予算（案）についての説明は以上でございます。

続きまして、令和4年度当初予算（案）につきまして、その概要を御説明いたします。

まず、予算編成の基本方針でございますが、令和4年度につきましては、引き続き住民の命と健康を守ることを最優先に、防災・減災対策の強化や感染症対策としての「新しい生活様式」への対応をしながら、財政状況を改善する必要があります。予算編成におきまして、新型コロナウイルス感染症対策及び熊野町災害復興計画の実施を最優先としつつ、既存事業においても厳しい財政状況を踏まえ、最小の経費で最大の効果を上げることが意識し、第6次熊野町総合計画のまちづくりの基本理念に沿いながら、費用対効果を踏まえた事業の優先順位づけや取捨選択を厳格に行います。これらの施策を重点的に取り組み、かつ基金残高を平成29年度末の26億円程度まで戻すために、限られた経営資源を一層効率的に活用し、行政サービスの重点化・効率化に取り組むこととしております。

こうした考えのもとに予算編成を行った結果、一般会計の予算規模は92億2,500万円となり、令和3年度当初予算額の89億1,000万円に対し3.5%の増となっております。

続きまして、一般会計の歳入歳出予算の概要を、前年度当初予算比較により御説明いたします。

まず、歳入のうち、町税では、個人町民税の減が見込まれるものの、法人町民税、固定資産税、たばこ税の増により、0.1%増の23億6,100万円。地方交付税では、普通交付税における交付基準額の配分で、普通交付税の割合が増、臨時財政対策債の割合が減となったことから、8.9%増の24億8,600万円。国庫支出金では、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の増などにより、7.9%増の15億2,000万円。県支出金では、令和3年度のみでの交付であった広島県未来の地域づくり応援交付金の減などにより、4.9%減の7億1,700万円。町債では、災害予防に対する事業の財源である緊急自然災害防止対策事業債が増となったものの、臨時財政対策債の減により、16.2%減の5億7,600万円となっております。

次に、歳出でございます。

まず、総務費は、2.5%減の11億1,600万円で、役場庁舎の大規模修繕や選挙関連事業の減などによります。続きまして、民生費は0.8%増の38億8,300万円、保育所等運営事業やふれあい館等運営管理事業の増などによるものでございます。衛生費は9.6%増の8億3,500万円で、新型コロナウイルスワクチン接種事業の進捗状況に合わせた事業費の増でございます。土木費は13.7%増の9億9,900万円で、災害対策、災害予防として実施する避難路整備事業や道路維持管理事業の増などによります。教育費は1.0%減の8億8,000万円、町民会館講堂改修工事、町民グラウンドLED照明改修工事などによる増があるものの、第一小、第四小の校舎防水工事が減になったことによるものでございます。公債費は9.7%増の7億2,300万円で、主な増要因は、平成30年7月豪雨により借り入れた地方債の元金償還が開始となることによるものでございます。

次に、主な事業につきましては表に記載のとおりとなりますが、その中から主なものを御説明させていただきます。

まず、総務部でございます。

庁舎維持管理事業につきましては、水銀灯を使用しています議場とエントランス及び庁舎全体の非常灯をLED照明に改修するための費用として2,200万円を計上しております。筆の里工房周辺整備事業につきましては、筆の里工房北側の都市公園予定地に交流施設を整備するため、新築工事に伴う基本・実施設計業務に要する費用として3,800万円の計上でございます。

次に、住民生活部です。

防災施設整備事業につきましては、町中央地域の拠点施設として熊野中央防災交流センターの一部を改築し、ペット同行避難に対応できる機能や、シャワー室、備蓄倉庫を整備するための費用として4,000万円の計上をしております。

次に、健康福祉部でございます。

新型コロナウイルスワクチン接種事業につきましては、引き続き、町医師会と連携を図りながら必要な体制の確保に取り組み、接種希望者への円滑なワクチン接種を実施するための費用として1億2,100万円を計上しております。

次に、建設農林部門でございます。

町道呉萩線・呉地・萩原工区改良事業につきましては、呉地から萩原を結ぶ狭隘な道路の一部を拡幅し、児童・生徒の安全性の向上と通行車両の円滑な交通を図るための費

用として2,500万円を計上しております。避難路整備事業につきましては、幹線道路への避難ルートが1つしかない、避難路が狭いなどの地域において、避難路の整備を実施し、災害時等における町民の安全性を確保するための費用として1億500万円の計上です。

次に、教育部でございます。

教育部では、3件の建設事業を主な事業として挙げておりまして、中学校施設維持管理事業では、熊野中学校武道館、熊野東中学校体育館の屋根の改修工事の費用として1,600万円。町民会館施設管理事業では、講堂の天井及び照明のLED化に係る改修費用として5,500万円。社会体育施設管理事業では、町民グラウンドの照明をLED照明に改修する経費として2,500万円をそれぞれ計上しております。

令和4年度当初予算（案）の編成状況は以上のとおりでございます。

説明は、以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、令和3年3月補正予算及び令和4年度当初予算について、現時点における編成状況についてはその概要を承知しましたので、3月定例会において改めて執行部から詳細な説明を求めることとし、次に移りたいと思います。

暫時休憩します。

（休憩 10時31分）

（再開 10時44分）

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 皆さんおそろいようですので、このまま全員協議会を続けます。

続いて、協議案件、熊野中央及び熊野西防災交流センターについて、執行部から説明を受けたいと思います。貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、協議案件の熊野中央及び熊野西防災交流センターについて説明をいたします。

お手元の資料3を御覧ください。資料3には別紙1として西防災交流センターの改修図面を、別紙2として中央防災交流センターの改修図面をつけておりますので、適時御参照ください。

1枚目に戻りまして、まず1の「要旨」ですが、町では、平成30年7月豪雨を教訓

として、熊野町防災拠点施設整備構想を立ち上げ、町を東部、中央、西部と3つの区域に分け、それぞれに防災拠点施設の整備を進めているところです。第一弾として、昨年6月に熊野東防災交流センターが開館し、新型コロナウイルスの感染拡大の影響により休館期間も長くなっておりませんが、平時は、様々な活動サークルの教室や、防災学習の場として活用していただいております。

西部の防災拠点施設といたしましては、今年度、くまの・みらい交流館東側において熊野西防災交流センターの建築工事を行っております。順調に工事を進めており、計画どおり令和4年4月に開館の予定です。

また、町の中央地域の防災拠点施設といたしまして、町公民館の、現在利用を廃止しております浴室を改修し、他の施設と同様に、備蓄倉庫、シャワー室を設け、ペットの同行避難に対応できる機能を有するものいたします。このたび、実施計画案が取りまとめられたことから、協議させていただきます。

次に、2の熊野中央防災交流センターの実施設計についてでございます。

まず、中央防災交流センターが有する機能につきましては、ペット避難場所71.52平方メートル、シャワー室71.16平方メートル、備蓄倉庫28.95平方メートル、多目的トイレ7.2平方メートルなどとなっております。ペット避難場所につきましては、可動式のパーティションを設け、避難所開設時には犬とそれ以外の猫等の動物と分けた空間とします。また、平時には、避難所における新型コロナ対策として備蓄する物資も増えてきていることから、荷物を載せる台車に避難所用マットなどを載せて備蓄しておき、避難所開設時にはそのままロビーの方へ持ち出せるようにし、避難者の方に1枚ずつ取って避難スペースへ移動していただくことを想定しています。この避難所用マットは非常に軽く、お子さんでも持ち運びが可能なもので、防災・減災まちづくり会議をはじめ、小中学校の防災学習など各種防災研修の場で参加者の皆さんに体験をしていただいております、好評価を得ております。

次に、シャワー室でございます。中央防災交流センターのシャワー室は全部で7室ございますが、その特徴といたしまして、中央防災交流センターは、福祉避難所としても避難者を受け入れることから、車いす利用者の方も御利用いただけるシャワー室を2室設けました。また、車いす利用者のシャワーユニットは、横1.2メートル、縦1.8メートルの面積、約2平方メートルと十分な広さを有しておりますので、車いす利用者のみならず、一人でシャワーを浴びることが難しいお子様連れの方などにも御利用いただ

けるものと考えております。

次に、備蓄倉庫でございます。町の中央には防災備蓄倉庫がございますので、こちらの倉庫は、防災拠点というより、町民会館の避難者用の備蓄倉庫としての要素が大きくなるものと考えております。現在のボイラー室を倉庫に改修いたしますが、建物南側から物資を軽トラックなどの車両から直接搬入できるようにし、先ほど申しましたとおり避難所用マットなどの大きなものは、平時はペット避難場所に置き、こちらの仕切られた倉庫は、食糧や飲料水、毛布などを備蓄する想定でございます。

次に、多目的トイレでございます。こちらは、現在、札幌式便所としてございますトイレを改修し、オストメイトを完備した多目的トイレといたします。

また、図面の中には⑥はございませんが、老人福祉センターの検査室の外側の空き地に、ランドリーコーナーとして洗濯機の置き場所を設置いたします。なお、こちらには洗濯機を常時設置せず、長期避難となった際、リース等で対応することといたします。

予算額でございますが、3月定例会において、令和4年度当初予算（案）といたしまして4,000万円の工事費を計上させていただいておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。なお、財源といたしましては、その全額を緊急防災・減災事業債により行いたいと考えております。

工事に係るスケジュールにつきましては、令和4年5月に入札に付し、出水期となる6月から8月にかけては、避難所としての開設に備えるとともに、近年、様々な影響により資材の確保に時間を有することから、資材の調達期間とし、本格的な工事開始を9月、完成を令和5年1月としております。

次に、3、熊野西防災交流センターの使用料についてでございます。このたび整備している熊野西防災交流センターの新館部分には、交流室1、交流室2、交流室3、シャワー室、備蓄倉庫、ミニキッチン、大型遊具の利用者がそのまま利用できる屋外の多目的トイレを備えております。このうち、平時に一般利用できる居室スペースとしまして、交流室1から3とシャワー室がでございます。交流室の使用料につきましては、他の施設を参考に1平方メートル当たり8円として算出しております。

なお、交流室1と2は可動式のパーティションで区切られており、1室としての利用も可能です。その場合、両部屋の合計額が使用料となります。また、シャワー室につきましては、東防災交流センターと同様に、1回当たり100円としております。

なお、避難所開設時には、交流室1及び2は避難者用のスペースとして、交流室3は

外部からの入り口に足洗い場を設けており、ペットの避難場所として使用いたします。  
この交流室3につきましては、鉄製の扉にゴム製のパッキンを張り、鳴き声等の音漏れを極力軽減するようにしております。

次に、条例改正についてですが、令和3年9月定例会におきまして、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を提出させていただき、町内の公共施設の名称変更について御承認をいただきました。このたびは、この改正条例のうち別表にこれらの4つの部屋の使用料を追加するため、熊野防災交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正するもので、3月定例会に条例案を提出する予定としておりますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

次に、(2) 施行日ですが、施行日は同日の令和4年4月1日としております。

次に、(3) 土足禁止についてですが、このたび整備いたします西防災交流センターの新館部分につきましては、避難所としての衛生環境を保持するため、平時から土足禁止とさせていただき、ヨガ教室や体操教室などの場面で御利用いただければと考えております。

最後に、(4) その他ですが、先ほど申しました各室やトイレのほか、ミニキッチンや既存の交流館と新館の間に、長期避難となった際に洗濯機が置けるようコンセント及び給排水装置を設けております。また、大型遊具利用者が屋外から入って利用できる多目的トイレを整備しております。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、執行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ペットです。計画される中でペットが必ず入ってくるようございますが、この避難が、大型の避難の時期がこの何年間かはないんですけども、ほかに使いたいというようなニーズはお耳に入っておりませんか。ほかの用途に。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） ペット専用のスペースとして緊急時には対応させていただこう

として考えておりますが、東、西につきましてはそれぞれ会議室ということで通常は使うことができるようになっておりますので、そのあたりは一般の方にも御利用いただけるようになるかと思います。中央につきましては、ペットと併せて、備蓄倉庫という格好でも利用できるような格好に今考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） バイアスという言葉が前にありましたね。人間って何かにとられるんですね。最近ではノイズという。誰かの言葉に引っかかって、それに縛りつけられると融通の利かんことになります。ですから、今のお話からしますと、ほかの活用の仕方もあるかと。やはりペットも当然しつけの問題が非常に日本人は下手です。うちの多分犬もそこに入れ込むとずっと鳴きます、私についておりますから。だから、そういう意味でのペットよりも人間のほうが大事だということと、広域の避難所がハローズやら含めて出ておりますから、私が逃げるのであれば、私の車にペットを入れて逃げると思いますね、そこへ。だから、そういうことも住民の方にもお伝えしながら、やはり有効に活用するように。バイアスとノイズがないような運用の仕方をお願いしたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） 今の荒瀧議員の質問とちょっとかぶるんですが、ペットのことなんですが、先ほど荒瀧議員が言われたようにしつけの問題ですよね。結局ここが、しつけができない犬というのは収容が不可能というふうに聞いたんですが、もしそういう犬が来られた場合の対応方法というのはどうお考えでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 避難所に来られたペットでしつけができていない場合ということですが、やはり避難所に避難されている方にやはり迷惑がかかりますので、まずはそ

ういう方には車で、車のほうでお願いをしたいと思います。車で来られてない方もおられるかとは思いますが、先ほどのお話にもありましたように、やはり事前の周知だと思っております。県の動物愛護センターさんとか、私たちに関わっていただいておりますペットのアドバイザーさんがおられますので、その方々と周知を取り組む訓練も行いながら、難しいところはあるかと思いますが、しつけのほうにも徐々にではありますが取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 水原議員。

~~~~~○~~~~~

○1番（水原） よろしく申し上げます。

なかなか周知の方法というのはちょっと難しいと思うんですが、地道に、もし徒歩で来られた方が、ちょっと困るんで帰ってくれというようなことがないような対応のほうをよろしく申し上げます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ペットのことなんですけども、ペットの収容所なんですけども、建物の真ん中のほうに位置づけられてるんですが、これ何でなんでしょう。端っこじゃだめなんじゃないかな。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 西防災交流センターのペットの場所ということで、基本的に別館の中で集会室といいますか、そこと備蓄倉庫というところでバランスを取っていきますと、ここの物資が入りやすいところ、避難してというところで行きますとこの中心部分に来たというところがあるんですが、今回、壁もボードも二重とかにさせていただいております、先ほどありましたようにドアのほうも防音の、防音といいますか、ゴムパッキンをかまして音が漏れにくいようにしておりますので、そのあたりは真ん中にありま

しても十分対応できるんじゃないかなというふうなつくりにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 動物愛護の観点から、こういったペットに対する心遣いというものも理解できるんですけども、みんながみんな動物が好きなのではないですし、においの問題なり、先ほどの鳴き声とか、あと動物アレルギーの方もいらっしゃるんで、本来ならこういったものは中央じゃなくて端のほうにするのが適正なんじゃないのかなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） こちらいろいろと30年の7月豪雨を経験しまして、こちらは対応していかないといけない課題の一つということで認識して、今回取り組ませていただいているんですが、おっしゃられたとおり、いろいろと皆さんに配慮といいますか、避難者に合った形で設定をしていかないといけないと思っております。

今回の西防災交流センターは既存の本館部分と今回新しく建てました新館、離れのよ  
うな形の増築部分となっておりますので、こちらのほうにペットの飼い主さんなどを主  
に収容するような形で、ペットのアレルギー等に十分配慮した形で避難していただこう  
かと、今後のマニュアルづくりのほうで設定していきたいと思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） だから真ん中に配置するのが適正なのかどうなのかということをおつと聞いてるんですよ。

どうなんですかね、ペットのことも大事なんですけども、ああいった平成30年のと  
きのよう災害、大型な災害があったときには、ペットより人命のほうを優先するべき  
だというふうには思うんですけども、それを踏まえてどうなんですかね、このペットの

収容を。場所なり考え方なり、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） ペットの部屋が真ん中にあるということがちょっと御心配ということではあるんですけども、この新館を造るに当たっていろいろ協議をさせていただきました。備蓄倉庫と部屋と、ペットの部屋とシャワー室というような形でいろいろ配置を考えたんですけども、備蓄倉庫につきましてはやはり車へ持ってきて搬入、搬出というのがあるので、やっぱり道路のほうに面したほうがよろしいだろうというか、車が入れる位置になったほうがよろしいだろうというふうに考えました。あと部屋のほうにつきましては、やっぱり玄関から入って近くのほうが良いというような形も考えて、交流室3というペットがいるところなんですけども、先ほど課長も言いましたように、まずはペットを連れてこられる方が交流室1、2のほうに入るような形で、議員さんが言われるのは嫌いな方もおられるということで、ペットの飼い主の方に1、2のほうにまず入っていただくような方法でやれば、何とか全体的なバランスの中でうまくおさまらんんじゃないかということを考えております。面積がそんなに広くないのでこういった形になってしまいましたけども、こういうような状況というのを御理解いただきたいというふうに思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 決まってることなんで、言ってもしょうがないんであれなんですけど、本来でいや端っこで、ペット出入り口が外から直接入れるようなものをしとけばよかつたんかなというふうには思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） ちょっと花岡課長の発言で、少し配慮いただきたいと思うのは、ボー

ドを2枚張ってる言うて安心だと言われますが、吸音率というのがあるんですね。反響すりゃするほど犬は鳴くんですね、また。

みらい館を使われたことがあるかどうかですが、私は読書会で使うんですが、音が流れるんですよ、声が、隣のがね。非常に気になりますね。そういう会議をしとったりすると。だから、有孔板とかベニヤとか、それぞれ吸音率が違いますので、設計事務所の先生にもよるんですけども、このあたりも配慮いただく施設ですね、これは。要は人間以上に高音な鳴き声が発生するところでございます。音響ルーム、要はシンフォニーホールみたいなもんよ。どうやって吸音するかというのが非常に大事で、それが犬を鳴かさない要素にもなると。まあできてしもうたんですから、これはまた次の配慮をせにやいけません。中央をするときにはちょっと配慮いただいたらええと思います。

以上です。ええです。参考までに。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきます。

熊野中央及び熊野西防災交流センターについては、ただいまの説明を了とし、議員から出ました意見を十分踏まえて検討いただくことを要望し、また3月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、協議案件、熊野町消防団員の報酬等の見直しについて、執行部から説明を受けたいと思います。貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、協議案件の熊野町消防団員の報酬等の見直しについて、説明をいたします。

お手元の資料4を御覧ください。

まず、1の「趣旨」ですが、消防団員は、本業を持ちながらも、火災出動や訓練、また近年では風水害の際に応急活動や避難の呼びかけ等、地域防災力のかなめとして重要な役割を担っております。一方で、風水害等の災害は年々多発化・激甚化しており、消防団員一人一人の負担も大きくなってきております。

こうした中、国においては消防団員の適切な処遇の在り方等について検討が行われ、このたび非常勤消防団員の報酬等の基準が新たに定められましたことから、この基準の内容を踏まえ、消防団員の報酬の額等について必要な見直しを行うものです。

次に、2の「基準の内容」ですが、報酬の種類を年額報酬と出動報酬の2種類とし、現在、費用弁償として支給している出動手当が報酬として位置づけられました。また、年額報酬は団員の階級の者を3万6,500円、出動報酬は災害の出動を1日8,000円を標準額とするよう国からの通知によって定められております。

次に、3の「現状」を御覧ください。

(1) 年額報酬ですが、広島県内における各階級の年額報酬について、本町の状況と併せ、県全体の平均額、県内市の平均額、県内町の平均額を記載しております。本町の団員の階級の年額報酬は1万6,600円で、標準額より1万9,900円低くなっており、県内の状況と比較しても、部長の階級を除き、いずれの平均額も下回っております。

続いて、資料右側の(2) 出動手当ですが、いずれの出動区分も1回当たり3,300円となっており、標準額より4,700円低くなっておりますが、県内の状況と比較した場合、訓練に係る町の平均額を除き、いずれの平均額もわずかに上回っております。

次に、4の「改正案」を御覧ください。

年額報酬と出動手当について、基準の内容を踏まえ見直しを行います。

まず、(1) 年額報酬ですが、団員の階級にある者の年額報酬を、標準額である3万6,500円に引き上げます。また、団員より上位の階級にある者の年額報酬につきましても、階級ごとの業務負荷や職責等を考慮し、標準額と均衡のとれた額となるよう、合わせて引上げを行います。この改正による影響額といたしましては、年間約283万円の増額となります。

続いて、(2) 出動報酬ですが、費用の支払種別を費用弁償としての出動手当から出動報酬に、支給単位を1回当たりから1日当たりに変更します。出動の区分については、資料下側の表に記載のとおり、「災害の出動」と「その他の出動」の2種類に変更します。支給額については、災害の出動は出動時間に応じて支給し、4時間以上出動した場合を標準額の8,000円とします。また、訓練や夜警、機器点検等、その他の出動は、200円増の3,500円へ引き上げます。この改正による影響額といたしましては、年間30万9,000円の増額と見込んでおります。

次に、5の「今後のスケジュール」ですが、来月の議会定例会へ、報酬の額等を引き

上げるための熊野町消防団の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正条例案、及び必要額を計上した令和4年度当初予算案を提出させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

施行日は、令和4年4月1日としております。

なお、国からはこのたびの処遇改善のほかに、消防団運営の在り方等について積極的な取組が求められています。今後、消防団とも十分に協議を行いながら、消防団機能を将来にわたって維持するとともに、消防団員が活動しやすい体制づくりと組織の強化を進めていくため、消防団組織の見直しについて検討を進めてまいりたいと考えております。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、試行部からの説明が終わりましたので、質疑並びに御意見はありませんか。沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） この報酬なんですけれども、分団に入っているのか、個人に入っているのか、お伺いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 今現在、全ての団員さん個人の口座のほうに振込をするようにしております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） ありがとうございます。

支給単位を1回から1日にした根拠は何でしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡）　こちら今年度までは支出の費目を費用弁償として1回当たりを支給しておりましたが、消防団員の出勤は、本来、勤務に対する反対給付の報酬が適当であると考えられます。そこで、この報酬は地方自治法上、日数に応じて支給するものと規定もされていることから、来年度から報酬として1日単位ということで見直しを行ったものです。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法）　このたび国から基準を改めよということで、改正で、やっと県平均となったわけですが、これまでなぜ低かったのか不明であります。その理由があればちょっと教えていただきたいと思います。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　花岡防災安全課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡）　これまで何度か、平成9年度にも見直しはされてはいるんですが、近隣町との関係の中で、バランスといいますか、ある程度と同じ金額を設定したところが原因ではなかろうかと思っております。今回の改正に際しまして、広島市消防局の中で同じ行動をとる坂町さん、海田町さんといろいろと協議をしまして、今回、金額のほうも調整してまいりました。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法）　ちょっと今言われましたけど、坂町、海田町、府中町、これに比べて以前はほぼ一緒ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸）　花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡）　海田町の出動手当を見ますと、1回当たり3,700円。坂町、

府中町3,500円ということで、本町は3,300円ということで、一番低い出動手当  
となっております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 民法議員。

~~~~~○~~~~~

○11番（民法） 今回の改正ということで、その4町というか、ほぼ一緒に統一される  
予定ですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 広島市消防に委託をしております坂町、海田町とは申合せをし  
ております。府中町は御自身で消防本部を持たれておりますので、府中町さんはちょっ  
と一緒では協議はしておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

~~~~~○~~~~~

○3番（光本） 4番の改正案の（2）出動報酬の改正案の表の最後、その他の出動の中  
で、訓練や機器点検等があるんですが、機器点検等については、分団が個別に行う機器  
点検等、機器点検については支給対象になるんですか、どうですか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

~~~~~○~~~~~

○防災安全課長（花岡） 機器点検等ということで、通常毎月1回のポンプ点検等を想定  
しております。その中で各団員さんが集まっただいて点検をしていただいております。  
それを対象に、その他で支給をしたいと考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（光本） 次に、今、報酬改定の目的が団員の確保だと思うんですが、本町の定員、
条例では157人が定員になっておりますが、今現在、団員数は確保されてますか。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（花岡） 今現在157名、定数を確保しております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 光本議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○3番（光本） 分かりました。

先ほど部長の説明の中で影響額の説明がありました。年額報酬が、改定により年額2
83万円増ということですが、財源等についての説明もお願いします。出動報酬を併せ
てお願いします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） 花岡課長。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○防災安全課長（花岡） こちらの消防団の出動の財源につきましては、一般財源という
ことで支出し支給されることになっております。

以上です。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（大瀬戸） よろしいですか。荒瀧議員。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○12番（荒瀧） 消防団員の方にはほんと感謝をしております。尊いことでございます。
まさにプライドを持っていただきたいと。町民からの投資であるということで、私から
すりゃ倍も出していただきたいと思えますね。ほかの市町村に比べて熊野はこれだけ消
防団員を大事にしとるんだと。ただ、いかんせん、わしが思うのに、消防団員の方が顔
が見えんです。まちで会うても、消防団員の方であれば「ありがとうね、どがなかつ
た、この間の呉地の火事は世話になったね」と一言も言えるんですが、そういう意味で

のプライドづくりですね。そうすることによって、また消防団員の活性化にもなろうかと思うんです。昔は消防団員、警察というのはプライドを持っとったんですよ。自治ですから、教育もそうですよ。これがまさに地方自治の原点でございます。木造の家屋の建物が多い日本でございます。今から地震もまいります。こうしたときに、本当助けようという志のある方。この方が1人おられたら、地域住民10人ぐらいがまた力を合わせればもっと大きな力になると思います。そういう意味で、プライドを持っていただいて、技能も磨いていただかなくちゃいけませんね。このあたり、プライドを持っていただく方法は何かええ方法はないでしょうかね。私らも消防団員の方だというのが分かって、お礼の言葉も一つも言いたいと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 消防団員の報酬を倍でもいいんじゃないかという温かいお言葉、ありがとうございます。

消防団員につきましては、ふだんから別に消防団員の格好をしているわけではないので、見分けというのはなかなか難しいとは思うんですけども、火災とか、いろんな災害とかのときには消防団員の服装というのをしておりますので、そのときに声をかけていただければと思います。それが消防団員の励みになるんじゃないかというふうに思いますので、そういったときに、「頑張ってくれてありがとう」とかというような声をかけていただくと、非常に士気が上がるんじゃないかというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 災害について、チラシということはないんですが、広報紙、防災に関するね。その中をつくられて、消防団員の御紹介とか、いろいろ広報にも消防団員の顔が見えるような方法を併せて、防災に含めてですよ。ある意味じゃ、コロナも防災の一つだと思います。トータルに人の顔が見える何か広報紙も御考慮いただきたいと思えます。答弁はいいですよ。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） それでは、このあたりでまとめさせていただきます。

熊野町消防団員の報酬等の見直しについては、ただいまの説明を了とし、地域住民の安心・安全のため、引き続き消防団の体制強化により地域防災力の充実に努めていただくようお願いするとともに、議員から出ました意見を十分踏まえて検討いただくことを要望し、また3月定例会で関係議案が提出されるようですので、改めて審議することとしまとめとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） 異議がないようですので、本案件についてはただいまのようにまとめさせていただきます。

続いて、報告案件、熊野町男女共同参画プランについて、執行部から説明を受けたいと思います。貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、報告案件、熊野町男女共同参画プランについて説明をいたします。お手元には、現時点でのプランの全体版と概要版を配布させていただいておりますが、時間の関係で、本日は資料5に沿って説明させていただきますので、御了承ください。

では、資料5を御覧ください。

まず、「Ⅰプランの主旨と位置づけ」ですが、男女共同参画プランの主旨は、女性と男性が対等なパートナーとして社会のあらゆる分野に参画し、ともに責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指すために町として策定するものです。その位置づけとしては、男女共同参画社会基本法第14条第3項に規定される法定計画であり、国の「第5次男女共同参画基本計画」、広島県の「わたらしい生き方応援プランひろしま」を踏まえて、本町の第6次総合計画など、町の関連計画と整合性を図ったものとなります。

次に、「Ⅱプランの改訂方針」ですが、今回のプランの改訂に当たっては、男女共同参画プラン策定委員会で検討を行っていただき、前回の第2期の計画を基本とし、近年取り上げられることも増えてきましたLGBTs（性的指向、性自認）などの多様な社会情勢を踏まえて素案を作成することにいたしました。

次に、「Ⅲプランの期間」ですが、平成25年に策定した第2期プランの計画期間が昨年度に終了したことや第6次総合計画との整合性を図るため、同計画の前期基本計画に合わせ、第3期の計画期間を令和3年度から令和7年度までの5年間としました。

次に、「IVプランの基本目標」ですが、第6次総合計画に掲げる基本目標2の「学ぶ力と豊かな心を育むまち」を踏襲し、第3期プランの基本目標を「豊かな心を育むまち」としました。

次に、「V基本的な視点及び数値目標」ですが、基本目標である「豊かな心を育むまち」の実現に当たり、表のとおり3つの基本的な視点とそれぞれの視点に即した指標及び数値目標を設定しました。各目標値は、(1)の男女共同参画意識の確立では、男女共同参画及び人権尊重を目的とした講演会等の年間参加者数を、令和元年度現状値486人を令和7年度までに600人に増やすこと。(2)家庭・地域における男女共同参画の推進の「男女共同参画」という言葉と意味を知っている人の割合では、令和元年度現状値33.4%を令和7年度までに37%に向上させること。(3)女性の自立支援と人権の擁護では、審議会委員等のうち女性委員の占める割合を、令和元年度現状値26.3%を令和7年度までに30%に向上させることとしました。

資料右側の「IV基本的な視点と施策の展開(イメージ)」を御覧ください。基本目標である「豊かな心を育むまち」となるための、先ほど述べた3つの基本的な視点を左側の青枠内に、それぞれの施策の方向性を右側の白枠内に表示しております。

基本的な視点の1つ目、「男女共同参画意識の確立」では、男女平等意識の浸透を図るために広報・啓発活動の充実を図ることや、学校教育、生涯学習における男女平等の理念に基づいた教育や啓発活動を推進いたします。

2つ目の「家庭・地域における男女共同参画の推進」では、家庭や地域活動における男女共同責任と参画についてなどの意識啓発に努めることや、女性リーダーや女性団体の育成を支援し、女性の自主活動の活性化や参加機会の充実を図ります。

3つ目の「女性の自立支援と人権の擁護」では、男女雇用機会均等法の浸透や女性の職場環境の充実などの啓発に努めること。行政の女性職員について適正な人材配置や積極的な人材登用に努めること。審議会や協議会など、多様な分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡充・促進すること。地域における子育て支援体制の強化を図るとともに、介護保険の有効活用や介護の固定的な分担意識の払拭などの啓発を充実すること。パートナーに対する暴力やセクシャル・ハラスメントの発生防止と根絶に向けて、関係機関と連携しながら対策を強化し、人権擁護に努めることを行います。

なお、この方向性に基づき各課が実施する事業につきましては割愛させていただきましたが、概要版には取りまとめて記載しておりますので、後ほど御確認いただければと

思います。この各課が実施する具体の事業を関係機関と連携して展開することによって、令和7年度の数値目標の達成及び早期の男女共同参画社会の実現を目指します。

最後に、「VIプランの公表」ですが、本プランの公表については正式版を議会、各小・中学校、町内公共施設などや各課に配布し、概要版を4月広報と併せて全戸に配布するとともに、正式版、概要版を町ホームページに掲載いたします。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 仕事から町内をいろいろうろうろしよります。車に乗ったりしても、夫婦で運転、軽トラを運転される姿が熊野町内は大変多いように思います。スーパーマーケットに行きましても、外でお父さんが待っていらっしゃったりという。高齢化になりやなるほど男女の仲は大事でございます。

そんな中でこの33%とかという数字が随分わしは低いように感じるんですが、熊野の町民の方はこういう割合しか意味を知っておられんとかのレベルですか、本当に。ほとんど浸透しとらんかね。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） こちらの数字は、このプランをつくるに当たってのアンケート調査のときの数字でございます。あまりだから浸透していないという状況を踏まえて、今からの皆さんへの啓発活動をやっていくべきかなというふうに考えております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 数字は取り方によって変わってくることもあるし、町内を動いてみられたり、いろいろな場面に顔をのぞけられると、私は非常に和やかな感じを受けており

ます。助けるものは助けられたり、できることをする。この間も米の精米所を見ましたら、運転するのが女子です。米を運び上げるのは男子ですね。で、夫婦で帰っていかれましたね、運転は奥様で。でも、非常にちょっと危なそうなので心配もしたりしましたけども。

本来、熊野町の体質は男が威張っているように見えましたが、女子の力でもってらんです。だから、見方を変えたらこれ随分数字は高いし、これを維持していきながら、高齢化社会は特にお互いに支え合わないと乗り越えられません。そういう意味での啓発活動というか、それは夫婦同士のインターフェイスによって違うわけでございまして、「うちの父ちゃんばかよ、つまらんよ」と言いながら愛していらっしゃる方もあるわけでございます。このあたり男女という分け方を変えまして、それぞれの違いの分かる時代。これをどういうふうに模索するかなど。少子化問題もそうでしょう。一辺倒にしか見えません。ぜひ多面的に物を見るという視点で御理解いただけるかどうかですが。

せんだって、もう1分。サンデルという、白熱授業という、男がテレビへ、10分ほど見ました。中国、日本、東大です、慶応。で、ハーバード。寝そべり族というのがおるらしいですよ、寝とる、中国でね。もう働くのに飽きたと。これに対して、日本人は倫理観でおかしいという子がおりました。アメリカ人は、それはその人の個人の価値観であると認め合うわけですね。やっぱりこれは国の教育の違いが出るなど。せつかく教育長がおられますから、そのあたり、日本の教育のあり方。悠仁さんは筑波に入れました。自主・自立ね。自由。この精神がなかなか行き届いてない。そのあたりを。

で、もう一つ。中国人とアメリカ人は英語です。日本人はよう英語はしゃべれません、東大であれ慶応でも。これね、差はすごいよ。今から相当開いてきます。

ということで、ちょっと男女という分け方だけでない、もうちょっと家庭を、地域をどういうふうにしたら豊かになるかというのは多分この視点ですから、こういう視点も踏まえながらぜひ深めていただきたい。このデータより私は高いと信じております。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） 短めに。すみません、LGBTのことをこの中にうたっているんですけども、レズとゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーでしたっけ、で、LGBTなんですけども、この言葉については昨今よく出てくることなんですけども、まちとして

はどのような対応というか、取っていくつもりでおりますか。具体的に。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野生活環境課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） こちらのほう、最近ニュースとか、いろいろ言葉が出てると思いますが、やはりこういった男性の姿でありながら女性の心とか、そういった方々がいるんだということをやはり皆様に知っていただくということが、まず一番大切なことではないかというふうに考えます。今日の新聞でもございましたが、広島市でもそれを広島県で一番に認めてはいますが、一緒に住もうとすると賃貸のほうの会社のほうの理解がなかなか進んでいないというところにネックがあるとかございますので、本町といたしましてもこういったことで苦しんでいる方がいる。もしかしたら小学生、中学生あたりでもいるかもしれません。そういった方々がいるんだということを社会の中に浸透させるといいますか、啓発活動を頑張っていけたらなというふうに思っております。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 尺田議員。

~~~~~○~~~~~

○5番（尺田） ですから、このLGBTに対してのそういった差別意識というものをなくすような取組を町は取っていかうとするということでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 熊野課長。

~~~~~○~~~~~

○生活環境課長（熊野） 議員おっしゃるとおりだと思います。そのようにして理解していただくということがまず大切だというふうに考えます。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 沖田議員。

~~~~~○~~~~~

○8番（沖田） 36ページの資料、熊野町男女共同参画プラン策定委員会名簿というものが掲載されておりますけれども、この所属のところに、熊野セミナー伊藤真由美さん

のお名前が載っていらっしやいますが、会議のときにも伊藤さん本人から発言がありましたが、この熊野セミナーは現在存在しないということをおっしゃっていらっしやいました。これを掲載するということはちょっと、これ残るものですので、しっかり考えていただきたいと思うんですけども、存在しない所属を載せるというのはおかしいと思いますが、いかがでしょうか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） 大変失礼いたしました。これについては善処させていただきたいと思います。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 熊野さんの御発言、ちょっと引っかかるという表現はあれですが、今朝もNHKでは老子の話を出してましたけども、儒教、孔子との話で、また本を読んでみてください、図書館にありますから。人間が差別する心を持つてるということに気づかずにやいけんのよ。わしら自身がLGBTの方を差別する心を持つてる。それから始まるというのが本来の人権問題だと思いますので、ぜひその出発点を忘れんようにお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） よろしいですか。

それでは、熊野町男女共同参画プランについては、ただいまの説明により承知しました。本件については、議員から出ました意見に配慮しながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいただくよう要望し、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、安芸衛生センターの施設整備方針について、執行部から説明を受けたいと思います。貞永住民生活部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） それでは、報告案件、安芸衛生センターの施設整備方針について、説明をいたします。

資料6を御覧ください。

まず、「1、安芸衛生センターとその現状について」ですが、今回、更新の対象となる施設は、広島市、府中町、海田町、熊野町、坂町の1市4町で構成している安芸地区衛生施設管理組合、この安芸衛管が設置管理する安芸衛生センターにおいて、管轄区域内で発生したくみ取りし尿及び浄化槽汚泥を処理しています。この施設は昭和57年度の供用開始から40年が経過し、老朽化が著しく、また、構成市町の公共下水道の整備普及により処理量が大幅に減少しており、処理能力1日300キロリットルに対して現在の処理量は1日44キロリットルで、処理能力の約7分の1にすぎず、毎日の運転に必要な最低限の量が確保できず、し尿等の安定処理が困難となっていることから施設更新が必要となっております。

次に「2、施設整備方針の決定の経緯」ですが、平成25年度ごろから安芸衛管において施設整備について検討を重ね、東部浄化センターへの陸上輸送、同センターへの海上輸送、公共下水道管への投入、汚泥再生処理センターの新設の4案に絞って比較検討したところ、施設整備費及び年間維持補修費が最も安価で、周辺環境への影響も軽微である公共下水道管への投入案で整備することに決定をいたしました。

次に、「3、決定した施設整備方針」の(1)整備概要ですが、資料の右側の地図を御覧ください。

まず、地図下側の赤色の箇所になりますが、安芸衛管の敷地内にバキュームカーで収集したし尿等の受入処理施設を新設し、この施設でし尿等を海水から精製した真水を使用して希釈をいたします。次に、地図中ほどの赤色の破線になりますが、し尿受入施設から既存の坂町公共下水道管までの約1.7キロメートルに専用管を埋設し、既存の坂町公共下水道管までし尿等を圧送し、希釈したし尿等を投入します。その後、地図上側の青色の実線になりますが、坂町公共下水道管により、現在、本町の公共下水も処理している広島市南区向洋沖町の太田川東部浄化センターでし尿等を衛生処理いたします。

次に、(2)整備事業費ですが、先ほどの施設整備方針のうち、し尿等受入施設の新設、専用管の埋設等に要する事業費として、総額で26億6,700万円を見込んでおります。このうち、国から交付される補助金等を引いた額を1市4町で負担することになります。

次に、(3)地元対策費ですが、今回の施設予定地が所在する坂町が地元対策として実施する事業に対して構成市町が負担する必要があることから、地元対策費の額について

ては、これまでの安芸衛管での地元対策費の実績から、総事業費の15%を上限とするとの合意がなされ、総事業費の見込額26億6,700万円に対し、地元対策費の上限額は約4億円になります。

なお、地元対策事業については、安芸衛管のある水尻地区での町道新設を予定されています。

最後に、資料右側の「4、施設整備スケジュール」ですが、令和4年度に基本方針、令和5年度に実施設計を行い、令和6年度から令和8年度までの3年間で、し尿受入施設と下水道投入等管路布設の工事を施工する計画で、令和9年度から供用開始を見込んでいます。

説明は以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 海がきれいになり過ぎて死にだしたんですね。鉄分も足りなくなりました。IAEAじゃないですが、あれも希釈して流そうかという時代に入っているわけですけど、この事例の中で、広大に瀬戸内海地域の環境の研究グループがあります。船を呉に持っております、大きなクルーザーを。わしは希釈して瀬戸内海にちいとまいたほうが海が元気になるんじゃないかなど。こういう検証はされてますか。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 貞永部長。

~~~~~○~~~~~

○住民生活部長（貞永） そういった検証というのは、安芸地区衛生施設管理組合の中ではされたという話は聞いておりません。

以上です。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） せっかく広大もあることですのでございます。そういう意味での、25億の

お金でございますけども、活用されて、研究成果をやっぱりこういう地域の社会問題にも生かせるように、チャンスがあれば、あの広大の本部の南側でございますので、私は船に、上には乗せてもらったことがありますけど、立派な先生がおられますよ。

以上、ぜひチャンスがあるごとにちょっとずつ視点を変える。時代は変わっております。海はきれいになり過ぎて死によります。生かすためには有機物が要るんです。

以上です。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） ほかにございますか。

それでは、安芸衛生センターの施設整備方針については、ただいまの説明により承知しました。本件については、施設整備が円滑に行われるよう、安芸地区衛生施設管理組合との連携を密にすることを要望し、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、熊野町地域福祉計画の策定について、執行部から説明を受けたいと思います。時光健康福祉部長。

~~~~~〇~~~~~

○健康福祉部長（時光） 熊野町地域福祉計画の策定について、御説明をさせていただきます。

本計画の策定に当たっては、昨年9月に実施しましたアンケート調査、それから住民ワークショップなどの結果を踏まえ、熊野町保健福祉推進協議会を計画策定委員会として御意見をいただき、原案を取りまとめました。また、町民の皆さんからの御意見・御提案をいただくことで、より一層開かれた町民協働のまちづくりの推進に資することを目的として、令和4年1月21日から2月4日までパブリックコメントを実施いたしました。意見の提出はございませんでした。これらを踏まえまして、最終版の地域福祉計画（案）を策定させていただいております。本日は、この地域福祉計画の策定について、お手元に配布しておりますA3判の資料7に沿って御説明させていただきます。

資料の左側を御覧ください。

まず、「1、策定の主旨」でございます。この計画は、社会構造の変化などにより弱まってきた支え合いを基盤に、縦割りや支え手、受け手の関係を超えて地域住民が参画し、つながる地域社会を目指すため、自助・互助・共助・公助の仕組みを構築し、地域福祉を推進するために策定したものでございます。

次に、「2、計画の性格」でございますが、地域福祉計画は、地域福祉を推進するた

めための仕組みをつくる計画で、社会福祉法第107条の規定に基づき町が策定し、福祉の子育て・高齢者・障害者等に関する部門別計画の共通軸に関する施策を体系化した、福祉分野の上位計画に位置づけられるものです。

次に、計画の期間でございますが、この計画の期間は令和4年度から令和8年度までの5年間とし、最終年度に見直しを行うこととしております。

次に、「4、計画の策定方法」の(1)策定体制でございますが、行政内部の連携を図るとともに、熊野町保健福祉推進協議会において、審議・検討を行っていただきました。本計画の策定に当たり、福祉に関する現状や課題、意向等を把握し施策を検討するため、①町民意識調査と②関係団体等調査を行いました。

町民意識調査は、町内に居住する18歳以上の町民から2,000名を無作為に抽出して行い、976人の方から回答を頂いております。また、資料右側(3)住民ワークショップ及びグループインタビューでは、地域の課題、町・地域住民がそれぞれ取り組むべきことについて意見交換を行いました。

次に、「5、計画の目指す姿と基本理念・基本目標」です。本計画は第6次総合計画と整合性を図り、総合計画の個別計画として、また、関連計画の上位計画として策定することを踏まえ、基本理念を「みんなでつくる共生のまちくまの」とし、自助・互助・共助・公助を充実させるための仕組みづくりを行います。

3つの基本目標として「1ふれあい、認め合い、つながり合う人づくり」「2支え合い助け合いの地域づくり」「3安心・安全な暮らしのための体制・基盤づくり」とし、それぞれ基本施策を掲げております。

次に、「6、計画の指標設定」でございます。指標として、「自助」「互助」「共助・公助」を大きくくりとして3つの指標を設定し、検証項目を設定いたしました。数値目標については、町民意識調査結果をもとに達成度を把握してまいりますが、目標値につきましては、これから最終調整を行い若干の修正もあり得ますので、御了承いただきたいと思います。

本計画は他の個別計画とも密接に関連していることから、各個別計画の地域福祉施策については、各個別計画で評価していくこととともに、その評価結果を保健福祉推進協議会や各専門部会と共有し、次期計画に反映してまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、地域福祉計画の策定については、ただいまの説明により承知しました。執行部にはこの計画を広く住民に周知するとともに、進捗状況を把握しながら円滑に事業を進めることを要望し、次に移りたいと思います。

続いて、報告案件、新型コロナワクチン接種状況について、執行部から説明を受けたいと思います。時光健康福祉部長。

~~~~~○~~~~~

○健康福祉部長（時光） それでは、新型コロナワクチン接種状況につきまして、お手元の資料8により御説明させていただきます。

まず、1の新型コロナワクチン接種についてでございますが、3回目の追加接種を令和3年12月から医療従事者及び高齢者施設入所者等の接種を開始いたしまして、現在、町内の医療機関において高齢者の個別接種を実施しております。接種券につきましては、令和3年9月末までに2回目接種を完了された方に対して、2月末までに発送を終えております。また、5歳以上11歳以下の小児に対するワクチン接種につきましては、本年2月21日付で予防接種法に基づく臨時の予防接種として位置づけられ、本町においても3月から接種を実施するに当たり、接種体制の構築を進めているところであります。

次に、2の接種状況についてでございます。本年2月17日時点におきましては、昨年12月1日時点の12歳以上の人口2万1,492人に対し、接種者全体では、1回目接種者は1万9,099人で、接種率は89%でございます。2回目接種者は1万8,974人で、接種率は88%となっております。3回目接種につきましては、18歳以上の2回目接種を完了した方が対象者となります。接種者数は3,528人で、18歳以上の人口から接種率を算出し、18%となっております。

年代別の接種状況についてでございますが、若年層の接種率においても徐々に上昇しており、12歳以上15歳以下の方の接種率は、1回目、2回目とも60%を超えており、16歳以上は、30代を除く全ての年代において80%を超える接種率となっております。

続いて、3の今後の接種計画についてでございます。（1）全体スケジュールから説

明させていただきます。

まず、3回目の追加接種につきましては、既に医療従事者及び高齢者施設利用者などは12月から開始しております、1月でほぼ完了しております。

次に、高齢者の接種についてですが、1月から2回目接種完了から7カ月を経過した方へ接種を実施しておりますが、新型コロナウイルスの感染状況等から、さらに接種間隔を6カ月に短縮して実施しており、2月にほぼ完了する見込みとなっております。

続いて、64歳以下の一般対象者の接種についてですが、今般の新型コロナウイルス感染症の急速な拡大により、本町では2回目接種から6カ月が経過した一般対象者においても追加接種の前倒しを行うことといたしました。こちらは2月から開始しております、町内の初回接種における接種希望者の接種が昨年11月末でおおむね完了していることから、初回接種から6カ月の間隔で追加の接種を実施すると前提いたしますと、本年5月末までに追加接種を完了できる見込みとなっております。

なお、6月以降におきましても、接種実施期間となる9月30日まで、引き続き接種機会の提供をまいります。

次に、小児接種についてですが、3月下旬から接種を開始できるよう接種体制の構築を進めているところです。

最後に、12歳以上の未接種者における初回接種についてですが、引き続き追加接種の枠で接種機会の提供をまいります。

次に、(2)追加接種について、接種方法ごとに説明をさせていただきます。

まず、町内医療機関における個別接種についてですが、1月7日から町内医療機関10カ所において実施をしていただいております。実施日につきましては各医療機関において設定されており、現時点ではファイザー社ワクチンを使用して接種しております。

次に、集団接種でございますが、2月24日から開始し、今月25日、28日、それから3月1日から4日、3月には28日から31日までの11日間を、町民会館においてモデルナ社ワクチンを使用して実施いたします。現在、新型コロナウイルスの感染状況等から、2回目接種完了から3回目接種までの間隔は全対象者6カ月に前倒しして実施しております。接種券につきましては、2回目接種月が9月までの方への発送が終了しており、今後、2回目接種完了から5カ月が経過した月に接種対象者のお手元に届くよう、順次発送してまいります。

また、本町独自の取組といたしまして、特に保育園及び学校での感染が拡大している

実態を踏まえ、初回接種と同様に、町内の保育所、幼稚園、認定こども園、小中学校、放課後児童クラブ、居宅・訪問系サービス事業所等の従事者に対し、3月の集団接種において専用の予約枠の設定いたしまして、円滑かつ迅速な接種を進める予定としております。

なお、3月14日から個別接種においては、町内5カ所の医療機関においてモデルナ社ワクチンを使用しての接種を開始いたします。また、集団接種におきましても、4月には、16、17及び29日の土曜日、日曜日、祝日における接種につきましては、ファイザー社ワクチンを使用する予定としておるところです。

続いて、(3)小児接種についてですが、まず、概要から説明させていただきます。対象者は本町に住民登録がある5歳以上11歳以下の小児で、対象者数は、3年12月1日現在で1,387人となっております。接種回数は2回で、接種間隔は1回目接種から3週間あけて2回目接種を行います。接種ワクチンはファイザー社の小児用のワクチンで、1バイアル当たり10回分の接種ができます。1回当たり0.2ミリリットルを筋肉内に注射することとなります。接種方法は、町内の医療機関3カ所における個別接種といたしまして、接種開始時期は3月下旬予定として医療機関等の調整を行っているところです。2月中旬に対象者の保護者へアンケート調査を実施いたしまして、3月及び4月の接種となる予約枠を設定し、3月中旬に接種券を発送、予約を開始していきます。5月以降につきましても接種日を調整して実施していく予定としております。

次に、(4)初回接種についてですが、未接種者における接種は、引き続きファイザー社ワクチン接種を実施しております。こちらについては、町内の医療機関での追加接種の予約枠において、追加接種の実施期間と同一期間の接種機会を提供していきます。いずれの接種も接種予約の方法はコールセンターへの電話またはインターネットとなっております。

最後に、4の3月補正予算(案)についてでございますが、3月議会において、新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る補正予算案を提出させていただいております。補正の内容につきましては、令和4年3月までに実施する追加接種に係る接種実施体制確保及び接種費用に係る経費等を歳入歳出それぞれ6,964万1,000円を減額するものでございます。

減額の主な要因でございますが、集団接種の1日当たりの接種者数を増員したこと、これによりまして回数が減となったこと、接種業務委託料、集団接種に従事する会計年

度任用職員の報酬及び職員の時間外手当が減額となったこと。また、これまでもらっておりました国の令和2年度からの繰越事業の実施期間が、当初9月までを認めるようになっておりましたが、これが年度内というふうに延長されましたので、繰越明許予算から優先的に執行し、現年度予算の執行がそれだけ減額となったことによる執行残の減額となっております。執行見込額が減額となったことに伴い、歳入補正予算案における国庫負担金及び補助金についても収入見込額を減額としております。

オミクロン株による新型コロナウイルスの感染が再拡大しており、町民の生命及び健康を守るため、国・県の方針及びワクチンの供給量等から、適宜、実施計画を見直して速やかに対応するとともに、町医師会と連携を図りながら必要な体制の構築を進めてまいります。また、新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報は、引き続き、町広報、ホームページ、それから町の公式LINEで広く町民に周知することとし、接種希望者への円滑なワクチン接種を引き続き実施してまいります。

説明は以上でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（大瀬戸） 執行部からの説明が終わりましたので、この報告について質疑があればお願いします。

質疑はありませんか。荒瀧議員。

~~~~~○~~~~~

○12番（荒瀧） 12時まで少し時間があるようなので、コンパクトにお願いいたします。

老人会でせんだって400人超えた表をいただきました、感染者。これは議員の方には配られないのかということと。

もう一つ、これは接種ばかりですが、もう感染した後がどうなるかという。これも情報開示が必要かと思うんですね。というのは、何回接種したけども感染したとか、400人の内訳ですよ、このあたり。で、トラブルはないのかという。

3つ目、最後、これ3回目が33%です、2月17日。今日は2月終わりですよ。今日で終わりますか、完成しますか。国会の質問みたいなことはせやしません、正しいデータが要るだろうと思うんですね。ほとんど65歳以上の方、前回、やっぱり9割、96%、4%の方はやっぱりアレルギーか何かあるからできんのでしょう。こういう方にも配慮が必要な問題だとは思いますが、3つ言いましたが、分かりましたかね。

〇議長（大瀬戸） 時光部長。

〇健康福祉部長（時光） キャンセル待ちというのはどんどん入れてもらっております。その中には妊婦さんがいらっしゃるかどうかというのは、ちょっと今、把握はしていません。

以上です。

〇議長（大瀬戸） いいですか。

それでは、新型コロナワクチン接種状況についてはその概要を承知しました。本件については、引き続き円滑なワクチン接種の実施に努めていただくことを要望し、まとめとしたいと思います。

以上で執行部からの報告及び協議を終わります。

執行部の皆さん、ありがとうございました。

暫時休憩します。

（休憩 12時02分）

（再開 12時03分）

〇議長（大瀬戸） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

協議案件、熊野町選挙管理委員及び補充員の選挙についてを議題としたいと思います。

選挙管理委員会の委員については、地方自治法の規定により地方公共団体の議会において選挙するとされ、また同時に同数の補充員を選挙しなければならないとされております。平成30年3月定例会の選挙で決まりました現在の選挙管理委員と補充員の任期が3月29日で終了することから、改めて委員と補充員を選挙する必要が生じております。

お手元に配付いたしました議会資料1のとおり、今度の3月定例会において議案を提出する予定であります。2ページ目には現在の委員及び補充員の状況載せております。続いて、3ページ目には次期の委員及び補充員の案を作成しております。この案は、今協議会で御意見を頂くために暫定でつくったものですが、本日皆さんに御同意いただければ、この案をもって次の3月定例会で議長の指名推選により選挙を行いたいと思いま

すが、これに御異議はございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(大瀬戸) 異議なしと認めます。

それでは、本案をもって次の定例会で議長の指名推選により選挙を行いたいと思います。皆さん、よろしく願いいたします。

続いて、その他ですが、まず私のほうから人事院勧告に関することといたしまして、昨年発せられた人事院勧告につきましては、法改正が見送られ、本年6月支給分で調整するとされました。これを受けまして、町執行部でもこの3月の定例会に町職員や特別職の期末手当の支給月数を減じるという条例改正案を提出されるようですが、この人事院勧告による給与、期末手当等への反映につきましては、これまで議員においても対象とされてきております。今回、人事院勧告に伴う議員の期末手当を減額することについて、特にこのような議員の報酬や期末手当を減じるような案件の場合、従前、議会からの発議としてきた経緯がありますので、それらを踏まえて案を作成させましたので、これにより皆さんに協議したいと思います。

内容について、事務局長から説明させます。西村事務局長。

~~~~~○~~~~~

○議会事務局長(西村) すみません、失礼いたします。

では、私のほうから御説明をさせていただきます。

まず経緯といたしまして、今、議長さんからございましたけども、昨年8月、民間との均衡を図ることから、期末手当の減額に関する人事院勧告が発せられました。しかしながら、衆議院議員の総選挙の影響から、国における12月までの法改正が見送られることになりましたことから、閣議決定が発せられております。その内容ですけども、人事院勧告どおり、期末手当を引き下げる。また、令和3年度の引下げに相当する額については、令和4年度6月に支給される期末手当で調整するとされたところでございまして、議会議員さん分につきましても、これにより案を作成いたしております。

議会資料2でございまして、改正本文でございまして、第5条で規定をされております期末手当の支給月数を0.05カ月引き下げるという案でございまして、本年6月に支給されます期末手当から適用されるものでございまして、また、附則の第2条でございまして、昨年度分の調整を規定しております。ここにございまして率ですが、昨年度支給をされました期末手当の額の0.1カ月分を減額するという規定となっております。

ます。

説明は以上とさせていただきます。

~~~~~〇~~~~~

○議長（大瀬戸） 事務局からの説明が終わりました。

ただいまの案を次の定例会へ議員発議で提出するということにしたらいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、次の定例会でこれを議員発議で提出することとします。

発議者を議会運営委員会時光委員長にお願いしようと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（大瀬戸） それでは、そのようにします。

発議の案を準備させております。後ほど事務局が伺いますので、署名してください。

それでは、以上をもちまして全員協議会は終了とします。

（閉会 12時08分）

上記の記録の内容が正確であることを証するため署名する。

熊野町議会議長

熊野町議会副議長